

# 業務指示書

## ベトナム国省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ2）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年5月22日 12時 まで

問合せ先： 調達部 笠原 健一郎 Kasahara.Kenichiro@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年5月27日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任(総括)について】**

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するものか外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギー分野に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ベトナム及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年5月31日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第9.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び算出根拠

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- （ ） 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- （ ） 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- （ ） 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- （ ） 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0046 円 , US\$1 = 97.84 円 , EUR1 = 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月 7日(金) 10:00 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課・第三課まで報告するものとします。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課・三課まで報告するものとします。条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第8により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／省エネルギー（法令支援）  
省エネルギー（資格・試験）  
省エネルギー（機材計画）

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.67 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年6月14日（金）までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

## 第10 その他

### 1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

#### (3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

#### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

### 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

#### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
- イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上



プロポーザル評価表

ベトナム国省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ2）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦/現地）	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	6.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	8.00	
(4) プロジェクト運営・技術移転計画（専門家、機材、研修員受入等）の妥当性	9.00	
(5) 事前のカリキュラム・テキスト作成等国内作業計画の妥当性		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション（業務方針的確性、現実性等）	4.00	
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/省エネルギー（法令支援）	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	9.00	7.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	4.00	3.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	5.00	4.00
ホ その他学位、資格等	3.00	2.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション（専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等）	6.00	6.00
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項：省エネルギー（資格・試験）	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項：省エネルギー（機材計画）	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金額が増額になる場合
  - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
    - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
    - (4)契約交渉
    - (9)変更契約書締結による変更承認
  - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
    - (7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
    - (4)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
  - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
    - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
    - (4)契約交渉
    - (9)変更契約書締結による変更承認
  - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
    - (7)精算時戻入

**【留意事項】**

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

## 第2 業務の目的・内容等に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）は、近年、年率6-7%程度の急激な経済成長を遂げている一方、経済成長を上回る年率10%以上の水準でエネルギー消費量が伸びており、2015年にはエネルギー純輸出国から輸入国へと転換を迫られると懸念されている。また、近年は乾季の水不足等の影響で電力需給も逼迫しており、今後も順調な経済成長を続けるためには、エネルギーを効率的に運用する社会経済構造を形成する必要がある。

そのような中、JICAは2008年から2009年まで「省エネルギー促進マスタープラン調査」を実施し、省エネルギー普及促進のためのロードマップを策定した。この調査結果を受けて、ベトナム政府は、指定事業者のエネルギー消費効率を管理・促進していくためのエネルギー管理制度及びエネルギー診断制度を含めた省エネルギー関連諸制度を確立するため、「省エネルギー及びエネルギーの効率的利用に関する法律（省エネルギー法）」を2011年1月に施行している。これにより、ベトナムで省エネルギー行政を所管する商工省（MOIT：Ministry of Industry and Trade）では、エネルギー管理士及びエネルギー診断士の人材育成のための研修センター設立に向けた組織や用地の検討、研修及びその資格制度を規定する省令の制定などを進めている。また、デンマーク政府援助機関（DANIDA）の支援を受けながら、人材育成カリキュラム及びテキスト（理論研修のみ）の作成等も行っている。しかしながら、エネルギー管理士及びエネルギー診断士が実務を身に着けるための効果的な体制構築が課題となっていることから、実技研修を伴う人材育成・資格制度の導入のために、ベトナム政府は日本政府に対し2010年7月に「省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト」を要請した。

本事業で支援予定であるエネルギー管理制度の構築は、有償資金協力「気候変動対策プログラムローン」のポリシーアクションとして位置づけられており、「ベ」国政府等の関心は高い。また、エネルギー管理制度の導入に伴い、省エネルギー機器や設備に対する優遇税制、補助金制度、低利融資等が求められており、有償資金協力「省エネルギー・再生可能エネルギー促進事業」のツー・ステップ・ローンやリボルビングファンドの案件発掘やエネルギー診断において、本事業との連携が期待されている。

本事業の前提条件として、省エネルギー研修センターの活用に係る法的位置づけ及び研修センターのサイト選定が重要であったためJICAではこれらを促進するために、本事業を2つのステージに分け、研修センターのサイト選定までの準備段階として2011年9月から2012年9月まで「省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ1）」を実施した。ステージ1の協力を通じて実技研修を含む研修センターの資格基準が省令に反映され、2012年7月に対象サイトがホーチミン市商工局（以下、DOIT-HCMC：Department of Industry and Trade, Ho Chi Minh City）傘下のプラスチック・ゴム技術・省エネルギー研修センター（以下、PRET：Plastic-Rubber Technology and Energy Conservation Training Center）に決定した。これらの前提条件が整ったことから、エネルギー管理士及びエネルギー診断士育成のための研修カリキュラム、研修テキスト、実習機材の整備及び、研修講師を育成するために「省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ2）」を実施することとした。

想定されている活動の内、エネルギー管理士及びエネルギー診断士育成のためのカリキュラム、テキスト、試験・資格制度の整備は、中央政府であるMOITの管轄のため、国家資格制度構築支援はハノイで実施し、実習機材による実技研修の実施は地方行政であるDOITの管轄のため、省エネルギー研修センター設立支援はホーチミンで実施する予定である。本事業の日本側の実施体制として、本業務を受託するコンサルタントに加え、別途、長期専門家、及び、機材調達契約（機材供与、本邦研修、短期専門家）の投入を予定している。本業務を受託するコンサルタントは、主としてハノイにおける国家資格制度構築支援を行い、機材調達契約を受注するコンサルタントは、主としてホーチミンにおける省エネルギー研修センター設立支援を行う。長期専門家は、事業全体に係る助言及び調整を行う。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

ベトナム国省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ2）

### (2) 上位目標

省エネルギー法下の指定事業者における省エネルギー活動が推進される。

### (3) プロジェクト目標

エネルギー管理士及びエネルギー診断士の育成に必要な能力を有する研修センターが設立され運用できるようになる。

### (4) 期待される成果

成果1 エネルギー管理士及びエネルギー診断士育成のための、研修カリキュラム、テキスト、実習機材が整備される。

成果2 カウンターパートがエネルギー管理士育成のための実技研修を実施できるようになる。

成果3 カウンターパートがエネルギー診断士育成のための実技研修を実施できるようになる。

成果4 カウンターパートの企業に対する省エネルギー活動の普及啓発能力が強化される。

### (5) 活動の概要

【エネルギー管理士・診断士育成のための、研修カリキュラム、テキスト、実習機材の整備】

活動 1-1 ベースライン調査を実施する。

活動 1-2 研修センターに常勤の熱・電気分野講師、運営スタッフが配置される。

活動 1-3 カリキュラム、テキスト、試験制度に関するワーキンググループを設置する。

活動 1-4 DANIDA 版、MOIT 版カリキュラム・テキストのレビューを行う。

活動 1-5 実習カリキュラム・プログラムを整備する。

活動 1-6 実習機材を整備する。

活動 1-7 スペアパーツリストを含む機材運転・維持管理マニュアルを整備する。

活動 1-8 実習テキストを整備する。

活動 1-9 試験・資格制度を整備する。

活動 1-10 必要な法令への反映を行う。

【カウンターパートに対するエネルギー管理士育成のための実技研修に係る技術移転】

活動 2-1 ホーチミンの研修センターにエネルギー管理士研修の講師が配置される。

活動 2-2 実習機材の運転・維持管理の指導を行う。

活動 2-3 実習機材による研修実施の指導を行う。

活動 2-4 エネルギー管理士の試行研修を実施する。

【カウンターパートに対するエネルギー診断士育成のための実技研修に係る技術移転】

活動 3-1 ホーチミンの研修センターにエネルギー診断士研修の講師が配置される。

活動 3-2 実習機材の運転・維持管理の指導を行う。

活動 3-3 実習機材による研修実施の指導を行う。

活動 3-4 エネルギー診断士の試行研修を実施する。

活動 3-5 工場・ビルにおける試行エネルギー診断を実施する。

【カウンターパートの企業に対する省エネルギー活動の普及啓発能力の強化】

活動 4-1 企業に対する省エネルギー技術・制度に関するワークショップを実施する。

活動 4-2 MOIT、DOIT、大学など省エネルギー関係機関間の省エネルギー推進のためのネットワークを構築する。

#### (6) 対象地域

ハノイ（国家資格制度構築支援）  
ホーチミン（研修センター設立支援）

#### (7) 関係官庁・機関

商工省 (MOIT: Ministry of Industry and Trade)  
ホーチミン市商工局 (DOIT-HCMC: Department of Industry and Trade, Ho Chi Minh City)  
プラスチック・ゴム技術・省エネルギー研修センター (PRET: Plastic Rubber Technology and Energy Conservation Training Center)

### 3. 業務の目的

「省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ2）」に関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書（以下、MOU: Memorandum of Understandings）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2013年2月28日にJICAが「ベ」国商工省（MOIT）と締結したMOUに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

本業務は、JICAが2011年8月から2012年9月にかけて実施した「ベトナム国省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ1）」の内容を受けて実施するものである。また、JICAが2012年8月から9月にかけて実施した「ベトナム国省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト詳細計画策定調査」で本事業の枠組みについて先方政府と協議・合意している。したがって、プロポーザルの作成にあたり、「ベトナム国省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ1）」及び「ベトナム国省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト詳細計画策定調査」の内容を十分に理解し、同業務で得られたベトナム国における省エネルギー政策・制度に係る情報や、今後の基本計画等を定めた調査結果を最大限に活用することが期待される。「3. 業務の目的」が達成されることを条件として、全体及び個々の作業計画について、具体的な作業内容及び理由を付して、プロポーザルにおいて提案すること。

#### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

#### (2) 既存法令・規則（政令・省令・決定等）との整合性

本業務は「ベ」国政府の省エネルギー政策・制度との整合性を有しながら実施することに留意が必要である。「ベ」国では、省エネルギー及びエネルギーの効率的利用に関する法律（省エネルギー法）が2011年1月に施行され、随時、政省令が制定・施行されている。同法律の下では、エネルギー管理制度及びエネルギー診断制度の構築・促進は、省エネルギー政策を推進するための重要方策のひとつとして掲げられている。本業務では、これらの上位政策の進捗状況に係る情報収集に努め、上位政策と本業務との整合性を取ることが重要である。

特に、省エネルギー法の下で、エネルギー管理制度とエネルギー診断制度の対象となる指定事業

者の数<sup>1</sup>は特定されているものの、今後、育成すべきエネルギー管理士やエネルギー診断士の数や指定事業者のエネルギー消費削減目標等は定められておらず、MOUで合意したプロジェクト・デザイン・マトリックス（以下、PDM）においても定量的な指標が定められていないため、本格協力におけるベースライン調査で特定することとする。

また、省エネルギー法の下では、省エネルギー実技研修が位置づけられていることから、本事業で供与予定である実習機材は、一定の割合で使用される目途が立っている。しかしながら、本事業で支援予定である試験・資格制度や省エネルギー実技研修のカリキュラム・テキストは、今後、MOITの大臣指示によって位置づけられる予定であることから、必要な法律への反映に係る支援を行う。

### （3）プロジェクト実施体制（日本側）

本事業においては、本事業を受託するコンサルタントに加え、長期専門家の派遣（2カ年程度）及び機材調達契約（機材供与、本邦研修、短期専門家）（2カ年程度）の投入を予定している。長期専門家は、コンサルタントの現地活動の事前準備や事後モニタリングの支援、関係機関の指導並びに助言、機材供与やC/P研修の準備等を実施し、プロジェクトの実施促進をより効率的に行うことを予定している。また、機材調達契約では、機材供与及び本邦研修の実施並びに実技研修に係る短期専門家の派遣を予定している。本事業を受託するコンサルタントは、同長期専門家からの助言を得ると共に、機材調達契約と連携し、十分な情報共有と共同体制の構築を行うこと。各投入の役割分担は、以下のように想定される。

投入 主要業務	長期専門家	業務実施契約（本業務）	機材調達契約
	成果	事業全体に係る助言及び調整。	主にハノイにおける国家資格制度構築支援
成果1 エネルギー管理士及びエネルギー診断士育成のための、研修カリキュラム、テキスト、実習機材が整備される。	活動 1-1 ベースライン調査を実施する。  活動 1-2 研修センターに常勤の熟・電気分野講師、運営スタッフが配置される。  活動 1-3 カリキュラム、テキスト、試験制度に関するワーキンググループを設置する。	活動 1-1 ベースライン調査を実施する。  活動 1-4 DANIDA 版、MOIT 版カリキュラム・テキストのレビューを行う。  活動 1-5 実習カリキュラム・プログラムを整備する。  活動 1-6 実習機材を整備する。（実習機材・研修機能仕様（案）の作成）  活動 1-9 試験・資格制度を整備する。  活動 1-10 必要な法令への反映を行う。	活動 1-6 実習機材を整備する。  活動 1-7 スペアパーツリストを含む機材運転・維持管理マニュアルを整備する。  活動 1-8 実習テキストを整備する。
成果2 カウンターパートがエネルギー管理士育成のための実技研修を実施できるようになる。	活動 2-1 ホーチミンの研修センターにエネルギー管理士研修の講師が配置される。		活動 2-2 実習機材の運転・維持管理の指導を行う。 活動 2-3 実習機材による研修実施の指導を行う。 活動 2-4 エネルギー管理士の試行研修を実施する。
成果3 カウンターパートがエネルギー診断士育成のための実技研修を実施できるようになる。	活動 3-1 ホーチミンの研修センターにエネルギー診断士研修の講師が配置される。	活動 3-5 工場・ビルにおける試行エネルギー診断を実施する。	活動 3-2 実習機材の運転・維持管理の指導を行う。 活動 3-3 実習機材による研修実施の指導を行う。 活動 3-4 エネルギー診断士の試行研修を実施する。

<sup>1</sup> 首相令（No. 1294/QĐ-TTg）にて 2011 年度の指定事業者が特定されている。指定事業者数は、「ベ」全土で 1,200 社程度である。



<p>成果4 カウンターパートの企業に対する省エネルギー活動の普及啓発能力が強化される。</p>	<p>活動 4-1 企業に対する省エネルギー技術・制度に関するワークショップを実施する。</p> <p>活動 4-2 MOIT、DOIT、大学など省エネルギー関係機関間の省エネルギー推進のためのネットワークを構築する。</p>	<p>活動 4-1 企業に対する省エネルギー技術・制度に関するワークショップを実施する。</p> <p>活動 4-2 MOIT、DOIT、大学など省エネルギー関係機関間の省エネルギー推進のためのネットワークを構築する。</p>	<p>活動 4-1 企業に対する省エネルギー技術・制度に関するワークショップを実施する。</p>
--	---	---	--

#### (4) プロジェクト実施体制（ベトナム側）

##### 1) カウンターパート及び技術移転先

本事業の実施機関は商工省（MOIT）であり、共同実施機関はホーチミン商工局（DOIT-HCMC）である。先方 C/P 機関との機能的な実施体制構築のために、①MOIT エネルギー総局の局長もしくは同等の者を Project Director とし、同局長を議長とする合同調整委員会（以下、JCC）を設置すると共に、②MOIT エネルギー総局科学技術省エネルギー局の職員を Project Manager に任命し、③DOIT-HCMC エネルギー管理局の局長もしくは同等の者を Project Co-Manager に任命することが、MOU にて合意されている。

想定されている活動の内、エネルギー管理士及びエネルギー診断士育成のためのカリキュラム、テキスト、試験・資格制度の整備は、中央政府である MOIT の管轄のため、国家資格制度構築支援に係る活動<sup>2</sup>はハノイで実施し、実習機材による実技研修の実施は地方行政である DOIT の管轄のため、省エネルギー研修センター設立支援に係る活動<sup>3</sup>はホーチミンで実施する予定である。

ハノイにおける国家資格制度構築支援の技術移転先は、MOIT 及び MOIT コンサルタント、ハノイ工科大学（HUST）、電力大学（EPU）から構成される MOIT ワーキンググループ（以下、MOIT-WG）である。また、ホーチミンにおける省エネルギー研修センター設立支援の技術移転先は、DOIT-HCMC 及び同機関の下部組織である PRET である。

##### 2) MOIT、DOIT-HCMC、HCM 人民委員会との連携

本事業を実施する上で、MOIT、DOIT-HCMC の力関係は歴然としているため、より上流に位置づけられている MOIT に対してグリップを利かせることが重要である。また、指揮命令系統は、MOIT から DOIT-HCMC へと行われるが、予算要求は通常、各地の DOIT から各地の人民委員会に対して行われるため、プロジェクトの円滑な実施のためには、MOIT、DOIT-HCMC、HCM 人民委員会の連携が必須である。これら三機関の情報共有が円滑に行われるよう注視すると共に、必要に応じて本事業でもフォローすることが求められている。

##### 3) MOIT の組織体制

ベトナムにおける省エネルギー政策は、カウンターパートである MOIT エネルギー総局科学技術省エネルギー局が推し進めている。しかしながら、同局局長であった Phuong Hoang Kim 氏が詳細計画策定調査後の 2013 年 2 月をもって異動することとなり、2013 年 3 月時点で後任は未定となっている。当面、MOIT の窓口は、エネルギー総局副総局長である Cao Quoc Hung 氏が代理決裁を行い、エネルギー総局科学技術省エネルギー局副局長である Nguyen Van Long 氏が技術的な内容をフォローしている。今後、MOIT の組織体制を注視すると共に、本事業の円滑な実施に向けて、良好な関係を構築することが求められている。

##### 4) DOIT-HCMC・PRET の組織体制

DOIT-HCMC 傘下の PRET は、講師の確保に尽力しており、組織体制の整備を進めているものの、過去の研修実績がほとんどなく、現在確保できている講師陣（常勤 3 名、非常勤 2 名）の能力は未知数である。そのため、ホーチミン近郊のホーチミン工科大学（HCMUT）やホーチミン電力大学（HCM-EC）との連携・協力が求められている。また、必要に応じて、10 年以上の省エネルギー推進活動の実績がある、ホーチミン省エネルギーセンター（EGC-HCMC）との連携・協力も求められるが、同組織は

<sup>2</sup> 国家資格制度構築支援に係る活動：主として活動 1-3、活動 1-4、活動 1-5、活動 1-6（機材仕様）、活動 1-9、活動 1-10

<sup>3</sup> 省エネルギー研修センター設立支援に係る活動：主として活動 1-2、活動 1-6（機材供与）、活動 1-7、活動 1-8、活動 2-1、活動 2-2、活動 2-3、活動 2-4、活動 3-1、活動 3-2、活動 3-3、活動 3-4

科学技術省 (MOST) 傘下であり、縦割行政であるベトナムにおいて、本事業のカウンターパートである MOIT 及び DOIT-HCMC と相容れない関係であることも見受けられるところ、連携・協力については慎重に検討されるべきである。

#### 5) ハノイ省エネルギーセンター (ECC-HN) との連携

MOIT との協議の結果、JICA の省エネルギー研修センター設立支援はホーチミン市 (DOIT-HCMC 及び PRET) に対して行われることが、MOIT 副大臣のレターにて定められている。しかしながら、ハノイの省エネルギー研修センターの設立は、ベトナム側で粛々と進められており、タイミングが合えば、本事業でハノイ側の講師も招聘し、本邦研修やホーチミンでの人材育成に参加できるよう M/D にて整理している。このため、ハノイにおける省エネルギー研修センターの設立状況及び組織体制を注視し、必要に応じて、連携・協力することが求められている。尚、ECC-HN の研修能力は限定的であるため、ハノイ工科大学 (HUST) や電力大学 (EPU) の協力が必要と思われる。

#### (5) 理論カリキュラム・テキストのレビュー

理論カリキュラム・テキストは、既に幾つか存在している。エネルギー管理士育成のための理論カリキュラム・テキストは、2010年にMOITが作成したもの、2011年にデンマーク開発庁 (DANIDA) の支援により作成されたものがあり、今後 MOIT により統合される予定である。エネルギー診断士の育成のための理論カリキュラム・テキストは、2011年に DANIDA の支援により作成されたものが存在している。

本業務の一部である、エネルギー管理士研修・エネルギー診断士研修の理論カリキュラム・テキストのレビューについては、実技カリキュラム・テキストと整合性が取れるような範囲で見直し、必要な項目について追加することが強く求められる場合には、本事業で対応することを予定している。しかしながら、既存カリキュラム・テキストを全面改訂することは想定していない。これらの事項については、MOIT 及び MOIT-WG と連携・協力しながら、作成支援することを想定している。

#### (6) 実習機材の仕様

本事業の実習機材に係る供与機材の候補リストについては MOU にて合意している。本事業を受託するコンサルタントは、同リストを参考にしつつ、G/P と協議し、実習カリキュラムを策定した上で、実習機材の仕様 (案) を検討することとする。実習機材の仕様 (案) としては、研修機能に係る基本仕様 (案) を示すと共に、学習効果を高めるための創意工夫を提案させるような内容にすること。尚、実習機材仕様 (案) については、調達方法等の検討を行う観点から、JICA 及び長期専門家等と十分に協議した上で作成すること。

#### (7) 実習機材の納入先

実習機材の供与先は PRET となることが、2012年9月の協議議事録 (以下、M/D: Minutes of Discussion) にて合意されている。納入先は、Hiep Phuoc 工業団地内の PRET 研究所であり、機材の所有権は DOIT-HCMC に属する予定である。本事業の機材輸送の際に、ベトナム側の免税措置を得るためには機材供与要請書 (A4 フォーム) の取り付けが必須であり、本事業で取付状況を注視し、必要に応じてフォローすることが求められる。A4 フォームについては、DOIT-HCMC が起案し、MOIT の承認を得ることで手続きを進められる見通しである。

#### (8) ベトナム側の予算措置について

PRET は、実習機材の受け入れの際に、壁の補強、空調、トレンチなど、施設の改修は必須となる見通しである。これらの施設改修費は、ベトナム側で工面される予定であるが、PRET が DOIT-HCMC 経由で、MOIT に対して予算要求するのか、ホーチミン人民委員会に予算要求するのか、もしくは PRET の自己資金で賄うのか、見通しが立っていない。通常、ベトナムの翌年度国家予算の予算要求は、毎年 10 月に締め切られるため、施設改修など、ベトナム側の予算措置の際に必要な情報について整理し、タイミングよく、先方に共有することとする。

#### (9) 関連案件との連携

##### 1) 他ドナーとの連携

DANIDA は 2006 年から 2011 年まで、エネルギー管理士・診断士に係る、理論研修（座学）のカリキュラム及びテキストの整備を実施している。また、2012 年以降は、産業部門の多消費産業別にエネルギー診断のテキストを作成しているため、本事業において、情報収集すると共に、必要に応じて、エネルギー診断士研修にて連携することが望まれる。

また、国連開発計画（UNDP）と国連工業開発機関（UNIDO）はエネルギー効率等の改善を目的とした ISO50001 の導入に係る支援を実施しているため、情報収集を行い、動向に注視することが求められている。

## 2) 日本側関連事業との連携

「ベ」国では、JICA の技術協力プロジェクト等に加え、経済産業省による委託事業や、二国間オフセットクレジット（BOCM）の FS 事業など、省エネルギー推進に係る事業を実施している本邦機関が多数存在するため、情報交換を密に行い、必要に応じて、連携・協力することが望ましい。

### （10）円借款との連携

本事業で支援予定であるエネルギー管理・診断制度の構築は、有償資金協力「気候変動対策プログラムローン」のポリシーアクションとして位置づけられているため、有機的な連携が求められている。また、同制度の導入に伴い、省エネ機器や設備に対する優遇税制、補助金制度、低利融資などが求められており、有償「省エネルギー・再生可能エネルギー促進事業」のツー・ステップ・ローンやリボルビングファンドの案件発掘やエネルギー診断において、本プロジェクトとの連携が期待されている。

### （11）日本の技術紹介

本事業で支援する省エネルギー研修センターには、将来のエネルギー管理士やエネルギー診断士の卵が一同に会する場となるため、必要に応じて、日本の省エネルギー設備・技術の紹介を行うことで、日系企業への裨益を確保する狙いがある。本事業のステージ 1 では、日本の業界団体である世界省エネルギー等ビジネス推進協議会（JASE-W）省エネルギーソリューション部会と連携し、省エネルギー政策・技術を紹介するセミナーを共催した実績がある。ステージ 2 においても、JASE-W 等との業界団体と連携し、優位性があると思われる、日本の省エネルギー設備・技術を紹介する場を提供し、官民連携を促進することが期待されている。

### （12）プロジェクト・デザイン・マトリックス（以下、PDM）/プラン・オブ・オペレーション（以下、PO）を基本とした先方 C/P 機関との共同運用

技術協力プロジェクトの運営においては、PDM に沿った先方 C/P 機関との共同作業を基本とすること。プロジェクトの活動において PDM に変更の必要がある場合は、JICA 及び「先方 C/P 機関関係者の合意のもと、所定の手続きを経て改訂する。

なお、PDM に基づいて作成されるプロジェクト作業計画書（PO）については、JICA の承認を受けつつ、先方 C/P 機関とも合意を形成の上、必要に応じて修正し、円滑なプロジェクト運営管理に役立てること。

### （13）プロジェクト進捗の確認・共有

プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としてモニタリングシートを C/P と共に半期ごとに作成する。

### （14）プロジェクトの終了時評価・運営指導調査

JICA はプロジェクト終了 6 カ月前を目途に終了時評価調査を予定しており、また必要に応じて運営指導調査を実施する。調査の実施に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理提供し、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を提供する。なお、調査の実施時期は、プロジェクトの進捗状況を踏まえ、決定される。

### （15）事業のフェーズ分け

本業務については、以下の 2 つの契約期間に分けて実施することを想定している。

- ・第1年次契約：2013年7月～2015年3月
- ・第2年次契約：2015年4月～2015年12月

このため、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約を締結することとする。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することも可能とする。

## 6. 業務の内容

上記「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。ただし、コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行う。

【第1年次契約期間：2013年7月～2015年3月】

### (1) ワーク・プラン（第1年次）原案の作成・協議

本プロジェクトにかかる協力準備調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1年次原案）（英文）に取りまとめる。

同レポートを基に、MOIT、DOIT-HCMC、PRET 等、ベトナム側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

### (2) 合同調整委員会（JCC）の設置及び定期開催支援

JCC の設置と運営、開催に係る支援を行う。なお、原則年1回の開催とする。第1年次についてはプロジェクト開始後6カ月以内に開催する。コンサルタントは、本委員会を活用し、プロジェクトの適切な管理に努めるものとする。

### (3) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1年次契約の業務実施状況及び第2年次にむけての課題について、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。

### (成果1に係る活動)

#### (4) ベースライン調査の実施

長期専門家の助言のもと、PDMにおける定量的な目標設定を行うためにベースライン調査を行うこととする。ベースライン調査の結果をPDMに反映し、JCCにて先方政府とのPDM協議を行い、合意を得ることとする。

#### (5) DANIDA 版、MOIT 版カリキュラム・テキストのレビュー

DANIDA 版・MOIT 版のエネルギー管理士・診断士研修の理論カリキュラム・テキストのレビューを行い、実技研修との整合性に支障を来すような内容の欠如があれば、それらの項目を抽出する。欠如点があれば、既存の理論カリキュラム・テキストに追加的な形で補足するのか、実技カリキュラム・テキストで網羅するべきか、G/Pと整理・調整する。理論テキストの大幅な改定は想定していないため、改訂が必要であれば、その対応可否を含め、JICA 側で別途検討することとする。

#### (6) 実習カリキュラム・プログラムの整備

DANIDA 版、MOIT 版の理論カリキュラム・テキストのレビューを行った上で、実習カリキュラムについてG/Pと協議・策定を行う。尚、実習カリキュラムについては、実習機材の調達可能性に留意しつつ、策定することとする。

#### (7) 実習機材の整備（実習機材・研修機能仕様（案）の作成）

(6) で策定された実習カリキュラムに基づき、G/Pと実習機材について協議し、実習機材の

策定を行う。実習機材が策定され次第、実習機材・研修機能仕様（案）の作成を行う。その際、仕様（案）として、研修機能に係る基本仕様（案）を示すと共に、学習効果を高めるための創意工夫を提案させるような内容にすること。同業務については、G/P と協議の上、案件開始 2 カ月以内に暫定的な機材仕様（案）を作成・提出し、4 カ月以内に実技カリキュラムとの整合性の取れた実習機材を策定した上で、最終的な機材仕様（案）を作成・提出することとする。

また、ホーチミン省エネルギー研修センターの改修工事が必要であり、ホーチミン商工局（DOIT-HCMC）による商工省（MOIT）もしくはホーチミン人民委員会（DOIT-HCMC）の予算措置が必要になるため、同手続きに必要なとなる改修工事等を検討し、DOIT-HCMC 側へ情報提供を行う。

機材調達に関連する業務は以下の通り。

- 1) 資機材調達の仕様書作成に係る、JICA 本部との打ち合わせを行う。
- 2) 実施機関の現状調査  
実施機関の組織、事業計画、事業実績、実施体制（人員、技術レベル、運営・維持管理等）、財務・収支状況の確認を行い、対象サイトの状況確認（既存設備、設置場所、改修計画等）を行う。
- 3) 調達情報調査  
資機材・役務等の調達事情（調達国、輸送ルート、輸送手段、輸送コスト、現地施工業者、商習慣、関係法規、アフターサービス体制、自国保険主義の有無等）を調査する。必要に応じ、資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き（無税通関）、輸送梱包費等を調査する。また、必要に応じ、安全保障輸出管理、EAR、動物検査、植物検査、麻薬取締法、冷凍・冷蔵品、危険物、搭載確認等、輸出・輸送に際し必要とされる法令や規則等に資機材が該当するか確認するとともに、手続きを確認する。
- 4) 先方負担事項の実施に係る検討  
機材供与した場合の先方負担事項（通関・免税措置、現地国内輸送方法等）について、内容、必要予算等を検討する。諸事情により日本側が負担する事になった項目については、対応案を検討し積算資料を収集する事。
- 5) 機材仕様書案作成、技術評価表案作成、積算、調達計画の策定  
実技研修カリキュラムに基づき調達計画を策定の上、必要な機材・パーツ・研修機能を踏まえた機材仕様書案を作成し、基本仕様の積算を行う。また、技術評価表案の作成を行う。なお積算には機材費、輸送費、梱包費、保険、商社マージン、据付費を含めるものとする。設計・積算に当たっては、「5. 業務方針および留意事項」にも記載のとおりとし、関連資料を参照しつつ行い、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。また、納期を踏まえた具体的な調達スケジュール・手法を提案する。
- 6) 機材仕様書等作成  
JICA が機材を調達する段階において、入札関連書類（仕様書、輸送情報シート、機材総合情報シート、参考銘柄詳細シート、銘柄指定理由書、機材設置先/用途チェックリスト、梱包条件書、輸送条件書、技師派遣条件書等）を作成し、収集した積算に必要な資料を提出する。
- 7) 調達支援  
JICA が行う入札手続きにおいて、事前説明会の開催支援を行うと共に、技術的側面から外部からの質問への回答案を作成する。また、機材調達に係る契約書に対し、技術的側面から内容を審査する。また、納入された資機材の検品に立ち会う。
- (8) 試験・資格制度の整備  
MOIT-WG に対して、エネルギー管理制度・エネルギー診断制度に必要な試験・資格制度の整備に係る技術移転を行うこととする。
- (9) 必要な法令への反映  
策定された、実習カリキュラム・テキスト、試験・資格制度を、上位政策へ反映させるため、MOIT に対して、必要な法令への反映に係る支援を行うこととする。

(10) 長期専門家・機材調達契約（機材供与、本邦研修、短期専門家）との情報共有  
収集された情報、及び、策定された実習カリキュラム・テキスト、試験・資格制度、機材計画（仕様案）について、長期専門家及び機材調達契約関係者への周知を行うことを目的として、本邦におけるプレゼン・打ち合わせ等を実施することとする。

(成果4に係る活動)

(11) 省エネルギー制度・技術に関するワークショップの実施

世界省エネルギー等ビジネス推進協議会などと連携し、日本の省エネルギー制度・技術紹介にかかるセミナーの実施支援を行うこととする。同業務は、長期専門家が主導するものの、ワークショップ等の開催に対して、必要に応じて支援を行う。

(12) 省エネルギー関係機関間のネットワークを構築する

カリキュラム・テキストや試験・資格制度の策定において、MOIT、MOIT-WG、DOIT-HCMC、DOIT-HN、プラスチック・ゴム技術省エネルギー研修センター（PRET）、ホーチミン省エネルギーセンター（ECC-HCM）、ハノイ省エネルギーセンター（ECC-HN）、ハノイ工科大学（HUST）、電力大学（EPU）、ホーチミン工科大学（HCMUT）、等の連携は必要不可欠であり、同組織間のネットワーク構築を支援する。同業務は、長期専門家が主導するものの、ワークショップ等の開催に対して、必要に応じて支援を行う。

(13) 円借款との連携

当事業は、有償資金協力「気候変動対策プログラムローン（SPRCC）」及び「省エネルギー・再生可能エネルギー促進事業（EEREPP）」との連携が期待されており、円滑な情報共有が求められている。同業務は、長期専門家が主導するものの、ワークショップ等の開催に対して、必要に応じて支援を行う。

【第2年次契約期間：2015年4月～2015年12月】

(全成果共通)

(1) ワークプラン（第2年次）原案の作成及び協議

第1年次契約の活動結果を踏まえ、第2年次に係る業務実施計画を検討し、ワークプラン案を策定する。同案をJICA産業開発・公共政策部に提出し、協議の上、必要な修正を行う。JICAの承認後、C/Pに対し、同案を説明・協議し、その内容について同意を得る。

(2) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動・成果等（契約上の業務内容のみではなく、JICAが派遣する長期専門家の活動や機材調達契約の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容）及びプロジェクト終了後のMOIT及びDOIT-HCMCに対する提言をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめる。

(成果3に係る活動)

(3) 工場・ビルにおける試行エネルギー診断を実施する。

工場・ビルにおける試行エネルギー診断の実施を通じて、エネルギー診断士研修の講師陣のOJTを実施する。現時点で、対象施設は1カ所を想定しており、MOIT及びDOIT-HCMCと協議の上、決定することとする。試行エネルギー診断の実施については、その手法について提案すること。

(成果4に係る活動)

(4) 省エネルギー制度・技術に関するワークショップの実施

世界省エネルギー等ビジネス推進協議会などと連携し、日本の省エネルギー制度・技術紹介にかかるセミナーの実施支援を行うこととする。同業務は、長期専門家が主導するものの、ワークショップ等の開催に対して、必要に応じて支援を行う。

(5) 省エネルギー関係機関間のネットワークを構築する

カリキュラム・テキストや試験・資格制度の策定において、MOIT、MOIT-WG、DOIT-HCMC、DOIT-HN プラスチック・ゴム技術省エネルギー研修センター (PRET)、ホーチミン省エネルギーセンター (ECC-HCM)、ハノイ省エネルギーセンター (ECC-HN)、ハノイ工科大学 (HUST)、電力大学 (EPU)、ホーチミン工科大学 (HCMUT)、等の連携は必要不可欠であり、同組織間のネットワーク構築を支援する。同業務は、長期専門家が主導するものの、ワークショップ等の開催に対して、必要に応じて支援を行う。

(6) 円借款との連携

当事業は、有償資金協力「気候変動対策プログラムローン (SPGCC)」及び「省エネルギー・再生可能エネルギー促進事業 (EEREPP)」との連携が期待されており、円滑な情報共有が求められている。同連携業務は、長期専門家が窓口となるものの、ワークショップ等の開催に対して、必要に応じて支援を行う。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1年次契約期間はプロジェクト事業進捗報告書 (第1年次)、第2年次契約期間はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1年次	業務計画書 (第1年次) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文: 5部
	ワーク・プラン (第1年次)	業務開始から約3ヵ月後	英文: 2部
	プロジェクト業務進捗報告書 (第1年次)	第1年次契約終了時	和文: 5部 英文: 10部 CD-R: 3枚
第2年次	業務計画書 (第2次) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文: 5部
	ワーク・プラン (第2年次)	業務開始から約1ヵ月後	英文: 2部
	プロジェクト業務完了報告書	第2年次契約終了時	和文: 5部 英文: 10部 CD-R: 3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法

- d) プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)
  - e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
  - f) 業務フローチャート
  - g) 要員計画
  - h) 先方実施機関便宜供与負担事項
  - i) その他必要事項
- イ) プロジェクト業務進捗報告書/完了報告書記載項目 (案)
- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
  - b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
  - c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
  - d) プロジェクト目標の達成度
  - e) 上位目標の達成に向けての提言
  - f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料 (和文に添付する資料は英文でも構わない。)

- ①PDM (最新版、変遷経緯)
  - ②業務フローチャート
  - ③詳細活動計画 (ワーク・ブレイクダウン・ストラクチャー (WBS) 等を活用)
  - ④専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
  - ⑤研修員受入れ実績
  - ⑥供与機材・携行機材実績 (引渡しリスト含む)
  - ⑦合同調整委員会議事録等
  - ⑧その他活動実績
- 注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

- |   |                         |                    |
|---|-------------------------|--------------------|
| ア | ベースライン調査報告書             | [提出時期：案件開始後 4 ヶ月]  |
| イ | 理論カリキュラム・テキストレビューに係る報告書 | [提出時期：案件開始後 7 ヶ月]  |
| ウ | 実技カリキュラム策定に係る報告書        | [提出時期：案件開始後 7 ヶ月]  |
| エ | 実習機材・研修機能仕様書 (暫定版) (案)  | [提出時期：案件開始後 2 ヶ月]  |
| オ | 実習機材・研修機能仕様書 (完成版) (案)  | [提出時期：案件開始後 4 ヶ月]  |
| カ | 技術評価表 (案)               | [提出時期：案件開始後 4 ヶ月]  |
| キ | 試験・資格制度報告書              | [提出時期：案件開始後 21 ヶ月] |

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート



### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

- (1) 第1年次契約：2013年7月上旬～2015年3月下旬  
 (2) 第2年次契約：2015年4月上旬～2015年12月下旬

本業務の工程については、下記を参考にしつつ、全体期間及び各個別作業を含め、プロポーザルにて提案すること。また、特に以下の点に注意すること。

年 年度 月	2013 FY2013												2014 FY2014												2015 FY2015											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12						
現地作業	[Gantt chart showing on-site work from July 2013 to March 2015]																																			
国内作業	[Gantt chart showing domestic work from July 2013 to March 2015]																																			
報告書	▲暫定仕様書(案) ▲完成仕様書(案) ▲技術評価表(案)												▲進捗報告書												▲業務完了報告書▲											
JCC	▲JCC												▲JCC												▲JCC											
ワークショップ	▲WS												▲WS												▲WS											
テト休暇	2014/3/31 2015/2/19																																			
第1年次契約	[Contract period from July 2013 to March 2015]																																			
第2年次契約	[Contract period from April 2015 to December 2015]																																			

- (1) テト休暇期間前後は各機関の業務が滞るので、可能な限り現地での作業を避けること。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1年次 約22M/M  
 全体 約24M/M

##### (2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記してください。

- ア 総括/省エネルギー(法令支援): 2号
- イ 省エネルギー(資格・試験): 3号
- ウ 省エネルギー(機材計画): 3号
- エ 省エネルギー(電気)
- オ 省エネルギー(熱)

#### 3. 対象国の便宜供与

MOUを参照のこと。詳細は、貸与資料に添付。

#### 4. 参考資料等

##### (1) 参考資料

- ・ベトナム国省エネルギー省エネルギー促進マスタープランファイナルレポート  
 JICA図書館のホームページ(<http://libopac.jica.go.jp/>)よりPDFのダウンロードが可能である。

##### (2) 貸与資料

- ・ベトナム国省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書(案)  
 貸与資料は事業部担当者(別紙業務指示書等一覧表を参照)に連絡の上、入手すること。

## 5. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、業務の効率、精度、質等の向上のため、現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## 6. 複数年度契約

本業務においては、第1年次契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上